

令和4年度 磐田市高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議 次第

日時：令和4年12月22日（木）

午前10時～午前11時30分

場所：iプラザ 2階 ふれあい交流室

1 開 会

2 議 事

① 高齢者・障がい者虐待の発生状況について

資料1、 資料2

② 虐待防止の啓発等について

資料3-1、 資料3-2

③ 障害者差別解消について

資料4

④ 成年後見制度について

資料5

3 その他

4 閉 会

# 令和4年度磐田市高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議 議事録

日 時：令和4年12月22日（木） 午前10時～午前11時30分

場 所：iプラザ2階 ふれあい交流室

出席委員：委員16名

欠席委員：委員 3名

事務局：高齢者支援課2名

福祉課5名

## 1. 開 会

## 2. 議 事（主な質疑応答・意見）

### （1）高齢者障がい者虐待の発生状況について

委 員：障がい者虐待の状況について、令和4年、通報相談件数2件です。虐待と判断されたものが1件。種別が身体的虐待1件、心理的虐待が1件となっている。虐待1件の内訳の種別が身体、心理という解釈でよいか

事務局：よいです。

委 員：警察からの通報について、令和4年度に入って高齢者虐待として、16件提出している。資料では3件です。この3件は市で虐待として、判断した数字ですか。

事務局：警察から情報をいただく場合もあります。その前に包括支援センター、ほかの事業所からの経路もあります。その兼ね合いで、どちらから先に情報が入ったかにより件数は警察で把握している数字と異なる可能性があります。

会 長：介護支援専門員、民生委員、本人、親族からの通報、福祉現場の中で確認され市に報告があがってくるのはイメージが湧きますが、警察からの通報はどのようなケースが多いのですか。

委 員：警察の場合通報から入ります。まず現場に行き事件化の判断をします。まちがいなく手を挙げた事実があるかどうか、何があって通報に至ったかというところで判断しています。事件化できるものは事件化する。事前に相談に来てからのケースもあります。

委 員：この資料をみると、ろうあ者とか視覚障がい者とか車イスの人とかの区別がない。具体的な障害別の数値を表記していただきたい。

事務局：虐待通報を受ける中で、どのような障害を持っているかは情報としてとっていますので、情報を提示していければと思います。

## (2) 虐待防止の啓発等について

委員 : 啓発のチラシ、物品配布を実施するとのことですが、人権擁護委員会でも12月4日から12月10日にかけて、人権週間ということで、市内のいろいろなところで、人権啓発の活動を行います。委員の中から同じ時期に活動しているが、お互いにどんな活動をしているのか、理解しているか疑問であるという意見がでました。今後は、情報交換する中で連携して何か活動ができることがあれば、一緒に活動していきたいと考えています。

事務局 : 来年度以降、一緒に活動できる部分、すべき部分については見直しをしていきたいと思います。

委員長 : ケアメン講座の実施はうれしく思います。毎年社会福祉士会が主催で年2回実施していただき、参加者も多いということで、ありがたく思います。

## (3) 障害者差別解消について

質疑等なし

## (4) 成年後見支援センターについて

委員 : マイナンバーを作ってくださいということで、事業所に依頼が多くがきます。障がい者の施設に相談したら、保険証は高齢者の障害施設で預かってくれますが、現状マイナンバーはどこも預からないという運用になっていて、マイナンバーカードを作ってしまうと、病院にいけなくなるような話をされ、運用の話になりますが、センターで調整していただければ、マイナンバーカードの取得は進むと思います。

事務局 : マイナンバーカードの管理を病院側でしてくれないということでしょうか。

委員 : 障がい者とか高齢者の施設で、保険証は預かってくれて、入院とかは施設のほうで保険証をもって病院に行って受診、入院はできる。マイナンバーは預かれませんという。マイナンバーが作れなくて止まってしまっている。現時点で困っているわけではないが、今後マイナンバーが標準化されると障がい者、高齢者が、別の保険証がでるのか、マイナンバーの取得が。

事務局 : 他の障害者施設からも相談をいただいております。担当の総務課に確認をとりました。必ずしも保険証がマイナンバーカードになると決まっていないようで、現場からご意見があることを国、県に伝えてほしいことを申し入れています。個人情報になるので、マイナンバーは事業所で預かれないことはそのまま続くかと思いますが、医療に関することはそのままかと思いますが、その旨総務課へ伝えたいと思います。

委員 : 後見センターができたことで、利用できるかと期待しています。後見人がついても最後、医療的にどうするのか、そこらへんは後見人も入れないという

話をいただいている。私どもの施設にいる方、身内が離れているとか、障害を持っていて、両親が亡くなり、最後の意思表示とかコミュニケーションとれないところがあり、答えきれないとか、そのようなジレンマがありますが、現場的には助けたいと動いてくれますがう、そこがルールの中でなにかできないかという。こうしたらいとかありましたらお聞かせください。

事務局 : 現場でそういうことに悩まれている方が多いと思います。後見人の役割は、医療の同意とかはできないので、契約の代行はできますが、最終的なことは身寄りがいない人は、誰かを探して了解してもらいたいとか、現場の中で判断しながらやっていただいているのが現実なのかと思っています。皆さんそれぞれの立場で、どのようにやっているのかということをお話しいただければと思います。

委員長 : なにかうちではこうやっているというのがありますか。

委員 : この課題は前から医療、介護、消防でも大きな課題になっていて、これから課題がますます大きくなると思います。関係者で在宅医療の会議とかケアマネさんも入ってもらい、施設で入所するとき、医療機関に入所するとき、どういった見取りをするかということをご数年で進めています。どれも切り札がなく、手探りで進めているところもあり、継続的に皆さんの意思が尊重できるようにということを前提に。かかわっている事業者の方の負担がかかることがないようにと研究しているところです。

委員 : 社会福祉協議会で、今法人後見を何件か受け持っていますが、意思決定支援という形で、高齢者とか分野ごとに手引き的なことで研修が行われています。医療支援行為についても掲示されているが、例えばワクチン接種などの注射ですので、本来はできませんという形になります。施設へ入所している方は全員打っているので、それがないとは入れないという解釈で、一線を引いて、後見として署名するような形で対応しているところがあります。やはり個別に対応する形になりなります。

委員 : 後見支援センターについて補足ですが、利用促進制度も第2期に入りまして、成年後見制度の委員を選ぶ中で、マッチング機能が盛り込まれていると思います。成年後見を家裁に申し立てというとき、推薦があればよいが、ないとき誰になるかわからない時、本当に本人にとって適切な後見人が選べるかわからないので、国の制度としては、マッチング機能といい、その人に合った後見を中間機関で推薦して、裁判所に上げることも考えているので、より進んだせ制度だと思っていますので、紹介までです。

委員 : 地域包括支援センターです。成年後見支援センター開設されて、私たち相談機関も後見センターに相談させていただいて、迅速に対応していただき、非常に助かっています。後見の相談を受ける中で、必要性をご家族に説明すると、マイナスのイメージを持っている方が多く、開所に伴い、広報、普及、啓発は重要で、設置に向けて意見を出させていただいた。今回各交流センターに行かれるとのことですが、例えば市民向けに磐田市全域で一括で

講座を行うとか、次年度の予定はありますか。

事務局：現在、来年度の計画を作成中です。全市的なことも考えて計画していく予定です。来年度は後見人の養成を図っていくことも考えていますので、その前段として、市民向けに成年後見制度の現状と、今後の在り方について啓発事業を進められたらと考えています。

#### 4. 連絡事項

##### 虐待防止マニュアルについて

事務局：本マニュアルについては、障がい者虐待のサインに気づき、適切に対応していただくための手引きとして、障がい者福祉サービス事業者の皆様をはじめ、虐待対応機関の関係者の皆様に活用いただくこと、虐待対応実務者が擁護による虐待、障がい者虐待に対する対応を行う上で共通の認識をもち、虐待の流れを明確化、統一化する目的で作成見直しをしています。昨年度の会議の中でマニュアルをホームページに掲載する予定であるとお伝えしましたが、マニュアルそのものを掲載するのではなく、ダイジェスト版、虐待防止に関する内容をホームページに掲載していく予定です。マニュアルそのものについては、市内の障害者施設へ配布予定です。今後も実際の現場の状況、委員の皆さんのご意見、国の施策等を踏まえ適宜見直しを図っていきます。

#### 5. 開 会